

京都市上下水道局告示第16号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成19年9月5日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 廃止届出業者名等

大阪府守口市大日町1丁目3-38-1206

関西公認水道センター

鈴木 功次郎

2 廃止届出年月日

平成19年8月15日

(上下水道局水道部給水課)